

16 退職した後（任意継続組合員）

全ての国民はいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません。

退職後、再就職したときはその職場の健康保険に、また再就職しないときは、家族が加入している健康保険の被扶養者となることを除き、共済組合の任意継続組合員制度又は市町村の国民健康保険のいずれかを選択して加入することとなります。

任意継続組合員制度とは、退職日まで引き続き1年と1日以上組合員期間のある方が、退職後再就職しない（再就職先に健康保険制度がない）とき、申出により引き続き2年間、組合員であったときとほぼ同様に当共済組合の短期給付等を受けることができる制度です。

任意継続組合員の制度の内容については、次に記載のとおりです。

1 資格の取得

退職日を含めて20日以内に「任意継続組合員申出書」の提出及び掛金の払込みをしてください。（例：3月31日付退職の場合は、4月19日までに手続が必要）申出書の提出と掛金払込みを確認後、任意継続組合員証（任意継続組合員被扶養者証を含む。）を交付します。

なお、被扶養者については、在職中に共済組合の認定を受けている場合、希望により継続認定できます（引き続き、被扶養者の要件に該当する方のみ）。

※ 年度末退職の場合は、退職前から任意継続組合員の申出を受け付けます。

2 掛金の払込方法

原則として年度毎に一括払いとしますが、希望により月払い又は半期払いもできます。

なお、一括払い及び半期払いの場合は、掛金額の割引制度が適用されます。

3 掛金額

1か月分の掛金額は、掛金の算定基礎となる標準報酬月額に、短期掛金率（1000分の93.20）及び介護掛金率（1000分の15.92）を乗じて得た額（40歳未満の者は短期掛金率のみ）です。

掛金の算定基礎となる標準報酬月額とは、(1)退職時の標準報酬月額又は(2)公立学校共済組合員の平均標準報酬月額のいずれか少ない額となります。

(1) 退職時の標準報酬月額

退職する月の標準報酬月額とします。

(2) 公立学校共済組合員の平均標準報酬月額

前年度の1月1日における公立学校共済組合員の標準報酬月額の合計額を当該組合員の総数で除して得た額（令和6年度は380,000円）です。

〈参考〉掛金額の例（掛金の算定基礎となる標準報酬月額が380,000円の場合）

支払方法 (払込み期日)	月 払 い (前月20日まで)	年 一 括 払 い (3月31日まで)	年 一 括 払 い (4月1日～19日)
支 払 金 額	41,465円	487,152円	488,746円
割 引 額	—	10,428円	8,834円

4 受給できる短期給付

在職中とほぼ同様に短期給付（附加給付を含む。）が受けられますが、傷病手当附加金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、及び介護休業手当金は受給できません。

なお、短期給付の算定基礎となる月額、掛金の算定基礎となる標準報酬月額とします。

5 利用できる福祉事業

任意継続組合員が利用できる福祉事業は次に掲げる(1)～(7)です。

福祉事業を利用する場合には、事前の申請又は窓口での組合員証の提示等が必要です。

なお、人間ドックに係る健診費用等の補助は利用できません。

- (1) 特定健康診査・特定保健指導
- (2) 山の家・海の家利用補助
- (3) 鹿児島宿泊所結婚式場利用補助
- (4) 鹿児島宿泊所会食等利用補助
- (5) 鹿児島宿泊所宿泊利用補助
- (6) 鹿児島宿泊所慶事・法事利用補助
- (7) 組合員料金での宿泊施設の利用

6 資格の喪失

任意継続組合員又は被扶養者が次の事由に該当したときは、その資格を喪失しますので、速やかに当支部へ連絡してください。

(1) 任意継続組合員の資格喪失事由

任意継続組合員が次のいずれかに該当したときは、その翌日（イ又はカに該当するときはその日）から資格を喪失します。

ア 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。

イ 再就職又は雇用条件等の変更により、勤務先において他の公的医療保険制度の被保険者となったとき（被保険者証（組合員証）を交付されたとき）。

ウ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨の申出をし、それが受理された日の属する月の末日が到来したとき。

エ 死亡したとき。

オ 掛金を期日までに払い込まなかったとき。

カ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき。

※ 年度途中の資格喪失に伴う未経過月分の掛金は、還付します。

なお、還付を受ける権利は時効により2年で消滅します。

(2) 被扶養者の資格喪失事由

被扶養者が次のいずれかに該当したときは、その資格を喪失します。

ア 勤務先において他の公的医療保険制度の被保険者となったとき（被保険者証（組合員証）が交付されたとき）。

イ 直近12か月間の収入の合計が130万円（60歳以上の者又は障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者については180万円。以下「認定限度額」という。）以上あるとき。

ウ 雇用契約時点で、給与月額が108,334円（60歳以上の者又は障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者については15万円。以下同じ。）を超えることが明らかなきとき。

- エ 給与月額が不定な雇用形態で、108,334円以上の収入のある月が3か月連続したとき。
 - オ 年金の受給開始又は増額改定により認定限度額以上となったとき。
 - カ 事業所得等がある場合で、年間の総収入額から共済組合が認める必要経費を控除した額が認定限度額以上となったとき。
 - キ 雇用保険の失業等給付を日額3,612円（60歳以上の者又は障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者については、雇用保険の日額及びその他の収入の日額の合計が5,000円）以上受給するとき。
 - ク 結婚、離婚又は死亡したとき。
 - ケ 同居を要件とする者（配偶者の父母、伯（叔）父母等）が組合員と別居したとき。
 - コ 任意継続組合員が主たる生計維持者ではなくなったとき（被扶養者について任意継続組合員以外の者が国や地方公共団体から扶養手当等を受給するようになったとき、別居の被扶養者に対して生計費を送金等しなくなったときなど）。
 - サ 国内に住所を有しなくなったとき（日本国内に生活の基礎があると認められる場合は除く）。
 - シ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき。
- ※ 被扶養者の資格確認（検認）を毎年8月に実施します。遡って被扶養者認定を取り消すことがないように、日頃から被扶養者の収入状況等について確認をお願いします。

